平成２８年（フ）第１５０号
埼玉県ふじみ野市市沢３丁目５番８－106号
債務者　荷川取幸恵
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１６１号
埼玉県所沢市並木８丁目７番地５－1109
債務者　得丸　由紀
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２００号
埼玉県川越市旭町１丁目22番地13（レジデンス松下105号室）
債務者　田島　辰男
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２０３号
埼玉県川越市大字小室531番地５
債務者　木野チヅ子
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２１２号
埼玉県所沢市大字下安松792番地の１　メイプルウッドＢ－205
債務者　岩井　一功
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第８０号
静岡県沼津市平沼947番地の５　シャルマンＳ107、前住所静岡県沼津市足高479番地の９
債務者　小澤　隼人
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１１９号
静岡県伊豆の国市北江間1228番地の１　レジデンス白石　102号、前住所静岡県沼津市西間門59番地　レオパレス間門107
債務者　山田　将太（旧姓小山内）
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１３１号
静岡県沼津市沼北町２丁目18番19号　ルミエール沼北102、前住所静岡県沼津市沼北町２丁目19番17号　みずほグランドハイツ101
債務者　飯田　敏一（旧姓武藤）
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第９７号
愛知県西尾市中原町半谷20番地　市営中野郷住宅Ｘ棟113号室
債務者　石川　万代
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１０２号
香川県木田郡三木町大字下高岡2376番地　メゾングリーンピアＢ－103
債務者　阿部有賀里（旧姓笠井）
1　決定年月日時　平成28年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４８号
北海道苫小牧市啓北町２丁目１番１号　啓北アパート201
債務者　金子　　聡
1　決定年月日時　平成28年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第９７号
岩手県滝沢市大釜風林388番地６
債務者　吉田いづみ
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第８１号
岐阜市芥見長山２丁目117番地（グリーンヒルズ芥見　103号室）、前住所三重県四日市市八田２丁目４番19号
債務者　伊藤　論志（旧姓岩田）
1　決定年月日時　平成28年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第９２号
岐阜県瑞穂市本田1292番地１　シャトーＩ103号
債務者　名頃　敬一
1　決定年月日時　平成28年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第７０号
兵庫県多可郡多可町加美区清水89番地１
債務者　森田　　正
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第７１号
兵庫県多可郡多可町加美区清水89番地１
債務者　森田　笑子
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第１１９号
沖縄県那覇市松川２丁目４番１－308号　泉産業ビル
債務者　新里　哲生
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部